

介護保険制度は、みなさんが納付した保険料で成り立っています

保険料納付にご理解とご協力をお願いします

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は3年に1度見直されます

介護保険料は、福岡県介護保険広域連合を構成する33市町村のうち、給付水準が高い方から順に、A、B、Cグループに分けて決められています。本市は、今期(令和5年度まで)は「Bグループ」です。

令和4年度の介護保険料決定通知書は7月下旬から8月上旬に郵送します。

令和6年度以降の介護保険料は「みなさんが介護サービスを利用した給付実績」などで決まります。引き続き、健康増進を図り、介護サービスの適正な利用をお願いします。

介護保険料の納め方には「特別徴収」と「普通徴収」があります

	特別徴収	普通徴収
対象	●年金が年額18万円以上の人 【下記の人対象外】 ・今年度65歳になる人 ・年間保険料が変更になった人 ・他の市町村から転入した人 ・年金担保貸付を利用している人 ・年金が遅れたり、止まったりしている人など	左記以外の人
支払方法	●年金から天引き 4・6・8月に天引き(仮徴収)し、年間保険料の残りの額を、10・12・来年2月に天引き(本徴収)で納めます。	●納付書または口座振替 納付書での収納は、夜間・休日でも支払い可能なコンビニ収納も利用できます。また、口座振替を利用すると納め忘れがないため安心です。
納期	6期(4月から翌年2月までの偶数月)	8期(8月から翌年3月まで)

低所得者介護保険料軽減事業

第1段階から第3段階までの人の保険料は、低所得者の保険料軽減強化(消費税率引き上げによる厚生労働省の保険料の軽減策)により、本来の保険料額から減額されています。

滞納する前に相談を！分割納付や減免制度の紹介

介護保険料を滞納すると、介護サービス利用時に利用料を一旦全額支払う「償還払い」が発生したり、利用者負担が3割または4割に引き上げられたりすることがあります。

納付が困難な場合は、分割納付や減免制度(※)もありますので早めに相談してください。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免などが受けられることがあります(新型コロナウイルス感染症の影響も含む)。減免を受けるには、本人や世帯員の収入、資産、預貯金の調査および審査があります。詳しくは問い合わせください。

7月31日(日)で介護保険負担限度額認定証の期限が切れます

介護保険施設を利用するときの食費と居住費の負担を軽減する「負担限度額認定証」の有効期限は、7月31日(日)までです。引き続き施設利用が必要な場合は、7月29日(金)までに更新申請を行ってください。

対象	①生活保護受給者 ②本人・配偶者・世帯全員が非課税で、預貯金等の合計額が基準額以下の人
必要なもの	申請書・同意書および預貯金などの金額が確認できるもの(通帳など)の写し全て 通帳の写しについて…①申請日までの取引が全て記帳済み②直近2～3か月以内の期間の取引内容が必要 ※配偶者がいる場合は、配偶者の同意書および預貯金などの金額が確認できるもの(通帳など)の写し全て必要です。

還付金詐欺・二重電話詐欺に注意してください

還付金や介護保険料について、市や銀行から電話で知らせたり、直接ATM操作をお願いすることはありません。電話がかかってきたら慌てずに一度電話を切り、市に確認してください。